



2011年7月1日

各位

会社名：株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表者名：取締役社長 小林 喜光
(コード番号 4188)
問合せ先：広報・IR 室長 高阪 肇
TEL: 03-6414-4870

米国バーベイトム社に係る訴訟の上訴審判決について

当社は、当社の連結子会社である米国バーベイトム社 (Verbatim Corporation、以下「**VERBATIM**」) がブラジル連邦共和国において係争中の訴訟に関し、2007年6月1日付で同国アマゾナス州の下級審判決についてお知らせしましたが、このたびブラジリアの連邦高等裁判所において出されました上訴審の判決について、以下のとおり報告を受けましたのでお知らせします。

1. 訴訟の経緯および概要

① 訴訟の当事者

原告：DPC-Empreendimentos Industriais Ltda. (DPC)

被告：VERBATIM

② 訴訟の経緯および概要

VERBATIM は、VERBATIM の子会社を通じ、DPC との間に、フロッピーディスクの製造を行う合弁会社を 1981 年に設立しましたが、その後、合弁会社運営上の問題から、VERBATIM は 1991 年、DPC に合弁契約の解約を通知し、同時に商標使用権許諾契約を解約、ブラジルにおいてバーベイトム社ブランドの製品の輸入を開始しました。

これに対して、1996 年に DPC からバーベイトム社ブランド製品の輸入は商標使用権の侵害にあたるとして訴訟が提起され、2007 年 5 月 29 日に出された同国アマゾナス州の下級審判決では、VERBATIM は原告の請求に係る金額である 377 百万リアル(日本円換算約 192 億円)を DPC に対して支払えとの内容でありました。

これに対して、VERBATIM は、合弁契約と商標使用権許諾契約は有効に解約されており、商標使用権の侵害自体がなかったものとの判断に基づき、同判決を不服としてブラジリアの連邦高等裁判所(以下「上訴審」)に特殊上訴(Special Appeal)を行い、審理を求めておりました。

2. 今般の判決

2011年6月14日(現地時間)に言い渡された上訴審の判決では、DPCは、本件損害賠償を請求する法律上の利益を有さないとの理由から、判事5名全員の一致した判断により商標使用権侵害訴訟は却下され、また、商標使用権侵害訴訟に並行して争われていた損害額算定訴訟についても、当然に却下との判断が下されたとのことであります。

3. 今後の見通し

VERBATIMとしては、法的な手続上はDPCが付随的な反論や形式的な請求を申し立てる余地を完全に否定することはできないものの、いずれの請求もその根拠は薄弱なもので、最終的には今般の判決が確定するものと考えております。

当社といたしましては、これまでのVERBATIMの主張が全面的に認められたものと理解しております。

以 上

【米国バーベイトム社の概要】

- (1) 会 社 名: Verbatim Corporation (代表者: 大塚 重徳)
- (2) 所 在 地: 1200 W. T. Harris Boulevard, Charlotte, North Carolina 28262, USA
- (3) 資 本 構 成: 三菱化学メディア株式会社 100%出資